

この契約は

「**豊橋市公契約条例**」の「**特定公契約**」に該当するため「**労働報酬下限額**」が定められています。

公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28年4月1日より施行となりました。

○どんな契約が対象？

工事請負契約	予定価格1億5,000万円以上
業務委託契約	
予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの ・庁舎清掃業務、病院清掃業務 ・施設警備業務、会場警備業務（機械警備に係るものを除く） ・除草・草刈り業務 ・草地・樹木管理業務 ・草花管理業務 ・給食補助業務 ・人材派遣業務 ・庁舎受付業務・施設受付業務	
指定管理協定	
予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定	

○適正な労働条件の確保とは？

対象の労働者
受注者及び下請業者に雇用されている労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。

労働報酬下限額（賃金の下限額）

工事の場合	職種ごとの公共工事設計労務単価を時給換算した額で81%以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,228円以上。
業務委託、指定管理協定の場合	時給1,092円以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,077円以上。

○特定公契約案件の受注者等の義務は？

主な事項	事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
	受注者は労働環境確認書（市契約検査課ホームページ等参照）を作成し、契約を締結する担当課へ契約締結後7日以内に提出しなければなりません。
	受注者は、以下の事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付しなければなりません。 1 この条例が適用される労働者の範囲 2 労働報酬下限額 3 申出をする場合の申出先 4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

○労働者の申し出とは？

賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）に申し出ることができます。

○受注者が条例違反した場合は？

労働者から申出があった場合、又は提出された労働環境確認書の確認をした場合において調査が必要と認めたときは、市長等は受注者に対して報告、資料提出の要求や立入調査を行うことができます。 さらに調査が必要な場合は、市長等は下請負者等に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者に協力を求めることができます。 以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を行うことができます。

労働者のみなさまへ

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っているか確認してください。

公契約条例について

申出先	申出書
発注者、受注者、受注関係者 ※発注者が不明な場合は、豊橋市財務部契約検査課までお問い合わせください。	豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページに様式がありますので、御利用ください。

豊橋市財務部契約検査課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
(TEL) 0532-51-2150 (FAX) 0532-56-5839
豊橋市公契約条例HP: <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>



○令和7年度労働報酬下限額一覧表（単位：円／時間）

※令和7年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

1：工事請負契約

No.	職 種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,957
2	普通作業員	2,511
3	軽作業員	1,934
4	造園工	2,552
5	法面工	3,443
6	とび工	3,230
7	石工	3,351
8	ブロック工	3,382
9	電工	2,673
10	鉄筋工	3,078
11	鉄骨工	3,048
12	塗装工	3,179
13	溶接工	3,463
14	運転手（特殊）	2,987
15	運転手（一般）	2,703
16	潜かん工	3,807
17	潜かん世話役	4,739

No.	職 種	労働報酬 下限額
18	さく岩工	3,756
19	トンネル特殊工	4,647
20	トンネル作業員	3,321
21	トンネル世話役	4,688
22	橋りょう特殊工	3,564
23	橋りょう塗装工	4,060
24	橋りょう世話役	4,182
25	土木一般世話役	3,129
26	高級船員	3,564
27	普通船員	2,815
28	潜水士	4,971
29	潜水連絡員	3,341
30	潜水送気員	2,906
31	山林砂防工	3,574
32	軌道工	4,901
33	型わく工	3,260
34	大工	3,382

No.	職 種	労働報酬 下限額
35	左官	2,957
36	配管工	2,643
37	はつり工	3,017
38	防水工	3,129
39	板金工	3,169
40	タイル工	2,754
41	サッシ工	3,321
42	屋根ふき工	2,764
43	内装工	3,513
44	ガラス工	3,108
45	建具工	2,835
46	ダクト工	2,744
47	保温工	3,017
48	建築ブロック工	3,551
49	設備機械工	3,108
50	交通誘導警備員A	2,116
51	交通誘導警備員B	1,742

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1,296円**とする。

2：工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

1,092円

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1,077円**とする。

「建築系工事における豊橋市週休2日工事要領」について

「建築系工事における豊橋市週休2日工事要領」については、以下の内容についての改正を予定しています。

1 主な改正内容

(1)用語の定義

週休2日:対象期間において、土曜日及び日曜日を現場閉所の対象日と定義

(2)週休2日工事である旨の表示

取止め

(3)取組証の発行

取止め

(4)積算方法

複合単価の労務単価を補正するための補正係数を変更

補正係数:1.02 (← 現行1.05)

2 改正要綱の施行日

令和7年5月16日(予定)

3 その他(改正における留意点)

建築系工事の週休2日工事では、対象期間を通して現場閉所率が28.5%(8日/28日)未満となった場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更するもので、土木系工事の場合とは異なります。

豊橋市工事書類簡素化要領

(目的)

第1条 豊橋市工事書類簡素化要領(以下「本要領」という。)は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上のため、簡素化を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、豊橋市発注工事で当初設計金額が200万円を超える建設工事に適用する。

(実施内容)

第3条 工事書類の簡素化を実施できる内容をまとめた、別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき簡素化を図ることとし手順は以下による。

- 1 発注者は着手後直ちに受注者と工事着手から完了までの提出、提示書類について、別紙参考資料「土木工事書類一覧表、建築工事書類一覧表、設備工事書類一覧表」により確認する。
- 2 発注者・受注者ともに工事書類の簡素化を徹底し、必要としない書類の提出、提示は行わないものとする。

(その他)

第4条 工事書類の整備において、情報共有システムの積極的な活用に努めるものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に契約締結している工事については、従前の例による。

工事書類簡素化一覧表

○一覧表上の省略した表記は以下のとおり

- ・約款---豊橋市工事請負契約約款
- ・土木標仕---土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・建築標仕---公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
（一般社団法人公共建築協会）
- ・設備標仕---公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（機械設備工事編）
（一般社団法人公共建築協会）

1. 土木工事、建築工事、設備工事共通

【施工体制台帳】

根拠	・建設業法第24条の8 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 ・土木標仕1-1-12 ・建築標仕1.1.5 ・設備標仕1.1.5
簡素化の内容	施工体制台帳の写しは提出とするが、その添付書類は提出せず、提示とする。

【産業廃棄物関係】

根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条 ・豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要項18条 ・土木標仕1-1-21 ・建築標仕1.3.11 ・設備標仕1.3.9
簡素化の内容	マニフェスト管理台帳は提出、マニフェスト本票は提示とする。 施工計画書にはマニフェストの様式は添付しない。 確認事項（収集運搬業者・処分業者）は添付せず、提示とする。

【安全・訓練等の実施報告書】

根拠	・労働安全衛生法 ・土木標仕1-1-33 ・建築標仕1.3.7 ・設備標仕1.3.5
簡素化の内容	安全教育安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示をする。

【官公庁届け出書類】

根拠	・騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例、道路交通法等 ・土木標仕1-1-43 ・<u>建築標仕1.1.3</u> ・<u>設備標仕1.1.3</u>
簡素化の内容	諸手続きにおいて、官公庁等の許可、承諾を得た書面は提示とする。

【工事カルテ（コリnz）】

根拠	・土木標仕1-1-7 ・<u>建築標仕1.1.4</u> ・<u>設備標仕1.1.4</u>
簡素化の内容	<u>受注者から「登録のための確認のお願い」をコリnzから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請する。監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。</u>

【交通誘導警備員関係】

根拠	・<u>警備業法18条</u> ・<u>土木標仕1-1-40</u>
簡素化の内容	<u>有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導警備員の実務経験3年以上の経歴書は提示とする。</u> <u>工事完了時の整備書類の交通誘導警備員報告書（集計表）は提出とし、勤務伝票は提示とする。</u>

【休日または夜間の作業連絡】

根拠	・<u>土木標仕1-1-44</u>
簡素化の内容	<u>書面によらず事前にその理由を監督員に連絡することとする。ただし、現道上の工事については書面等により提出または施工計画書に記載しなければならない。</u>

2. 土木工事関連

【施工計画書】

根拠	・土木標仕1-1-6
簡素化の内容	請負金額4,500万円未満の工事は、以下の項目を省略する。ただし、設計図書に記載指示のある場合を除く。 (省略する項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工方法、施工管理計画、環境対策、現場作業環境の整備)

3. 建築工事関連

【施工計画書（総合施工計画書）】

根拠	・建築標仕1.2.2
簡素化の内容	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、 <u>設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。</u> (省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、施工管理計画（品質管理を除く）、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備） なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

【施工計画書（工種別施工計画書）】

根拠	・ <u>建築標仕1.2.2</u>
簡素化の内容	<u>建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。</u> <u>専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めて総合施工計画書に記載する場合は、不要とする。</u>

【工事使用資材製品届】

根拠	・約款第13条 ・ <u>建築標仕1.4.2</u>
簡素化の内容	<u>材料・機材について、総合施工計画書又は工種別施工計画書に記載する場合は、不要とすることができる。</u>

【工事記録】

根拠	・ 建築標仕1.2.4
簡素化の内容	工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。

【出荷証明書、規格証明書】

根拠	・ 建築標仕1.4.2、1.4.4
簡素化の内容	出荷証明書は、監督員の指示により不要とすることができる。 規格証明書は、現場搬入時にJIS、JAS、BL部品の規格のマーク表示のある材料は、規格証明書の提出を不要とする。（ただし、工事写真の提出が必要となる。）

4. 設備工事関連（建築設備、プラント設備）

【施工計画書】

根拠	・ 土木標仕1-1-6 ・ 設備標仕1.2.2
簡素化の内容	設備標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 請負金額4,500万円未満の工事は、設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。（省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工管理計画、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備） なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

【工事使用資材製品届】

根拠	・ 約款第13条 ・ 設備標仕1.4.2
簡素化の内容	施工計画書（主要資材）に品質・規格等を記載の場合は、提出を不要とする。

【工事記録】

根拠	・設備標仕1.2.4
簡素化の内容	工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。 作業の無い期間は記載を省略することができる。ただし、養生期間や安全訓練の実施等は記載のこと。

【出荷証明書、規格証明書】

根拠	・設備標仕1.4.2
簡素化の内容	出荷証明書は、監督員が指示するものを除き不要とする。 材料規格（JIS、JEC、JEM、JCS、JV、JWWA、JCW、BL等）のあるもので、施工計画書、使用資材製品届に品質・規格等記載の場合は、材料搬入時の写真を規格証明書に替える事ができる。

建築工事書類一覧表			受注者	現場代理人						
			契約日	年 月 日						
			工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
年度 工事名			工事場所							
	NO	書類名	部数	留意事項		根拠	提出	提示	提出提示時期	確認
契約時	1	工事の始終期通知書	1	余裕期間制度適用時のみ必要		余裕期間制度試行要領	○		契約締結前	
	2	着手届	1				○		着手日	
	3	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 専門技術者 通知書	1	監理技術者の配置は下請負契約金額の総計が5,000万円以上（建築一式は8,000万円以上） 〔添付図書〕 経歴書、雇用関係の確認書類		契約約款第10条 県標準仕様書1-1-51	○		契約後7日以内 （余裕期間制度は 着手の前日まで）	
	4	現場代理人兼任届	1	工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして認められた工事3件まで（請負金額4,500万円未満、建築一式は9,000万円未満） 〔添付図書〕 施工連絡体制表		現場代理人の常駐義務の緩和について	○		兼任する場合	
	5	主任技術者兼任届	1	専任を要する主任技術者の場合2件まで（請負金額4,500万円以上、建築一式は9,000万円以上）監理技術者には適用できない 〔添付図書〕 各工事の施工場所を記入した地図（縮尺1/25,000以上、工事現場間の距離を記したもの）		建設工事の技術者の専任に係る取り扱いについて	○		兼任する場合	
	6	監理技術者兼務届	1	特例監理技術者が兼務する工事の数は2件まで 〔添付書類〕 契約書の写し又はCORINSの写し		建設業法第26条第3項 ただし書	○		兼務する場合	
	7	請求書（前払金請求時）	1	前払いを請求する場合のみ必要、様式は自社様式（金融機関等の保証証書（約款含む）を寄託）		契約約款第35条	○		随時 （余裕期間制度は始期より前は不可）	
	8	建設リサイクル法関係	1	500万円以上、契約締結前審査（説明書・分別解体等の計画書・特記事項・工程表）、発注者は着工前に届出書を建築指導課に提出、現場表示確認		建設リサイクル法 第10条1項	○		審査：契約前 提出：現場着事前	
	9	請負金額内訳書	1	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 法定福利費が著しく低い場合（50%以下を目安）は、事業者に対し記載内容の確認を行う		契約約款第3条 特記仕様書	○		契約後 14日以内	
	10	特定元方事業者事業開始報告		発注者が特定元方事業者の指名を行う。		労働安全衛生規則第664条 建築標仕1.3.7		○	現場着事前	
施工前	11	（総合）施工計画書	2	工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合的な施工計画について記載 原則として工種別施工計画書とは別冊とする。 請負金額4,500万円未満は省略できる項目あり（△監督員と協議により省略可）1部返却		県標準仕様書1-1-6土木工事 施工計画書取扱要領 建築標仕1.2.2	○		現場着事前 （提示書類は現場着事前及び検査時）	
	（1）実施工程表		各工種作業の始めと終わりが判るように作成 予定：黒線 変更予定：緑線 実績：赤線で記入		建築標仕1.2.1	○				
	（2）現場組織表		現場施工に必要な責任者を定め作成（夜間・休日の連絡先も記載）		建築標仕1.3.1	△				
	（3）安全管理（安全管理組織表）		安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置及び安全訓練等の実施について記載		建築標仕1.3.7	○				
	ア）作業主任者一覧表				労働安全衛生規則第18条	△				
	（4）指定機械及び主要機械		低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械ならびに主要機械（船舶）の機種、性能、台数等についての一覧表作成			△				
	（5）主要資材		名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表作成 参考：愛知県建築工事品質管理要領（資材編）第3条第3号に定める資材（機材）。			○				
	（6）施工方法		主要工種について、安全を考慮して施工順序等を記述			○				
	ア）主要機械の作業計画等					○				
	イ）仮設備計画等（総合仮設計画）		以下の項目で、必要なものを記載 ①工事区域周囲の仮囲い、ゲート ②作業車・車両導線、工事関係者以外の導線確保危険物貯蔵所 ③資材、機材の搬出経路、荷捌きスペース、駐車スペース、材料置場、仮設事務所・作業員休憩所 ④仮設電力、水道の引込み位置及び排水経路等、揚重設備、保護養生		建築標仕2章	○				
	ウ）工事用地等（工事用の借地等）					△				
	エ）監督による段階確認等		段階確認・施工状況把握報告書に予定記述 記載例：施工計画書に定めた一工程の施工の確認を行う段階			○				
	（7）施工管理計画		施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載		建築標仕1.3.1	△				
	ア）工程管理		工程管理の方法を記述、また、実施工程表とおりに進捗しない場合の改善措置について記載		建築標仕1.1.10	△				
	イ）出来形管理		施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述			△				
	ウ）品質管理		品質計画（現場組織表、材料・機材、施工、報告、検査・試験、安全対策）を記述 参考：愛知県建築工事品質管理要領（施工編） ※材料・機材についての記載は、工事使用資材製品届出書の提出に替えることができる。		建築標仕1.3.6	○				
	エ）写真管理		写真管理基準に基づき撮影計画を作成			△				
	（8）緊急時の体制及び対応		緊急時の体制と対策について記述、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示			○				
	（9）交通管理		保安設備配置計画、通学路対策、資材の搬入・搬出経路、過積載防止対策、交通誘導警備員の配置等の記載		建築標仕1.3.8	△				
	（10）環境対策		環境保全対策及び騒音・振動公害対策について記述		建築標仕1.3.10	△				
	（11）現場作業環境の整備		現場環境改善等について記述		〃	△				
	（12）法定休日・所定休日（週休二日の導入）		休日取得計画書（様式1）に工事打合簿を添付して提出（実施要領を改正した場合は削除） 公衆の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示（実施要領を改正した場合は削除）		豊橋市週休2日工事実施要領	○		施工計画書提出時		
	12	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（建設廃棄物処理・建設発生土処分計画書）	2	豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処理方法に関する事項を記載		豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱第18条	○		現場着事前 （提示書類は現場着事前及び検査時）	
		再生資源利用計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成		〃	○			
		再生資源利用促進計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成		〃	○			
		残土受入承諾書（写）		建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間地に限る）の写し		〃	○			
		産業廃棄物処分・収集運搬業許可書（写）				〃	○			
	建設廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（写）				〃	○				
	建設廃材運搬ルート図				〃	○				
	確認事項（収集運搬業者・処分業者）				〃		○			
13	工種別施工計画書	2	工事の内容に応じて、複数の工種を組み合わせる1つの施工計画書とすることができる。 請負金額4,500万円未満の建築一式工事は、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めて総合施工計画書に記載することにより省略することができる。		建築標仕1.2.2	○		現場着事前及び 施工中適宜		
	ア）品質管理		品質計画（現場組織表、材料・機材、施工、報告、検査・試験、安全対策）を記述 参考：愛知県建築工事品質管理要領（施工編） ※材料・機材についての記載は、使用資材製品届出書の提出に替えることができる。		豊橋市工事監督要領	○				
	イ）工法（施工要領）		参考：施工計画書作成の手引き（建築工事編）		建築標仕1.3.6	○				
14	特定建設作業実施届出書（写）		市の環境保全課に届け出（特定建設作業の開始7日前まで） 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		騒音規制法第14条 振動規制法第14条 県民の生活環境の保全等に関する条例第46条		○			
15	道路使用許可(写)		原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		道路交通法第77条第1項		○			

	16	その他官公庁への手続き書類	原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出 労働基準監督署（建設物、機械等設置(足場支保工等)）、水道事業監理者、消防、警察等		県標準仕様書1-1-43 建築標仕1.1.3		○		
	17	工事保険、賠償責任保険証書等（写）	工事目的物、工事材料等を対象としたもの（設計図書に基づく） （契約上の工期しゅん工日＋21日（検査14日、手直し7日））		契約約款第53条 特記仕様書		○		
	18	建設業退職金共済制度収納書	掛金納付書（契約者が発注者へ）又は購入しない場合は理由書 「建退共適用事業主現場」標識掲示		中小企業退職金共済法 県標準仕様書1-1-49		○		
	19	工事カルテ受注実績情報（コリンズ）登録	請負金額500万円以上、登録は契約後（余裕期間制度は始期から）営業日10日以内、受注者は「登録のための確認 のお願い」を作成し、専任監督員へメール送信し通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認		県標準仕様書1-1-7 建築標仕1.1.4	—	—		
	20	交通誘導警備員資格関係書類	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導員の実務経験3年以上の経歴書提示		県標準仕様書1-1-40		○		
	21	創意工夫	自ら立案実施した創意工夫や地域社会貢献として評価できる事項等を事前に施工計画書に記述すると共に、 実施状況が確認できるものを所定の様式で完了時までに提出		県標準仕様書1-1-6		○		
	22	使用材料関係資料	2						現場着手前
		（1）施工図、納入仕様書	包含設備工事：JIS,JWWA等により承認されているものは省略 1部返却		建築標仕1.2.3		○		〃
		（2）工事使用資材製品届	※材料・機材について、施工計画書の品質計画に記載のある場合は省略することができる。 1部返却		豊橋市工事監督要領		○		〃
		（3）品質を証明する資料	1	規格証明書、使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料	建築標仕1.4.2		○		〃
	23	アスベスト使用建材事前調査	1	発注者へアスベスト有無の調査結果を書面で説明・提出、現場へ掲示	大気汚染防止法第18条の17 県標準仕様書1-1-37		○		〃
	24	設計図書の照査等	1	現場との相違がある場合、受注者は「工事打合簿」を提出、発注者は2週間以内に「工事打合簿」により通知	契約約款第18条 県標準仕様書1-1-3		○		現場着手前及び 施工中適宜
施 工 中 随 時	25	施工体制台帳・施工体系図（写）	1	下請契約を締結する工事 [添付書類]受注工事の契約書の写し、受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、 受注者の主任技術者又は監理技術者等の雇用を証する書面、 受注者の専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面、注文書の写し、請書の写し、 下請負金額の内訳、工事請負契約約款または基本契約書等 添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じること。	常時現場備え置き 写しを監督員に提出	建設業法第24条の8 県標準仕様書1-1-12 建築標仕1.1.5	○	○	下請負契約に伴い随時
	26	変更施工計画書	2	（総合）施工計画書、工種別施工計画書の内容を変更する場合に作成 1部返却	県標準仕様書1-1-6 建築標仕1.2.2		○		変更部着手前
	27	週間・月間・工種別工程表	1	実施工程表の補足 監督員の指示による。	建築標仕1.2.1		○		毎週・ 毎月5日まで
	28	工事履行報告書	1	次の①又は②を提出 ① 請負金額2億2,500万円以上又は監督員の指示：工事進捗月報 ② ①以外：実施工程表により報告	契約約款第11条 県標準仕様書1-1-30 豊橋市工事監督要領				毎月5日まで
	29	休日取得計画書	1	週休2日工事適用時のみ必要 休日の取得状況を提出	週休2日工事実施要領		○		〃
	30	安全・訓練等の実施報告書	1	受注者は工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管	県標準仕様書1-1-33		○		施工時適宜、検査時
	31	災害防止協議会の活動記録	1	建設工事に該当する下請負が1社以上あれば協議会設置	労働安全衛生法第30条		○		〃
	32	店社パトロール実施記録	1	一定の現場労働者数以上（すい道及び橋梁工事は常時20人、それ以外は常時50人）の現場で規定あり	労働安全衛生法第15条の3		○		〃
	33	安全巡視、TBM、KY等実施記録	1		県標準仕様書1-1-33		○		〃
	34	新規入場者教育実施記録	1		労働安全衛生規則第35条		○		〃
	35	建設業退職金共済証紙張り付け状況報告書	1	共済証紙を適切に管理	中小企業退職金共済法 県標準仕様書1-1-49		○		〃
	36	工事カルテ変更情報（コリンズ）登録		工期、主任技術者・現場代理人の変更時及び工事請負金額が4,500万円未満から4,500万円以上、 4,500万円以上から4,500万円未満及び500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満 に変更契約された場合は変更時登録を行う。（登録機関より専任監督員にメール送付され確認できるため、 提出・提示なし）	県標準仕様書1-1-7	—	—		変更時
	37	工事打合簿（提出、承諾、協議等）	2	1部返却	豊橋市工事監督要領		○		施工時適宜、 検査時
	38	出来形調書（部分しゅん工又は出来形払い）	1	工事費内訳明細書・計算書、請求書（受注者の様式）の提出	契約約款第38条、第39条		○		適宜
	39	施工数量調査報告書、出来形報告書	1	設計図書又は監督員の指示により施工前に施工数量の調査を実施し、施工後に出来形として報告する。 （外壁改修工事、外構工事、設計変更に係る工事）	特記仕様書		○		〃
	40	休日または夜間の作業連絡	1	受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、理由を付した書面を事前提出又は、施工計画書に 記載する。（現道上の工事のみ、その他は連絡で可）	県標準仕様書1-1-44		○		施工前
	41	事故報告書	1	事故発生した場合、直ちに監督員に連絡し、事故発生報告書を提出	県標準仕様書1-1-36		○		事故発生時
しゅん 工 時	42	しゅん工届	1		契約規則第19条		○		しゅん工時
	43	請求書	1	検査合格後請求	契約約款第33条		○		〃
	44	仮設水道及び電気使用量報告書	1	納付書の写しを提出	特記仕様書		○		〃
	45	しゅん工図書	1						〃
		（1）完成図、施工図	1		建築標仕1.7.2 特記仕様書		○		〃
		（2）工事記録-（その1）-	1		豊橋市工事監督要領		○		〃
		（3）品質管理資料	1	品質管理計画に定めた検査・試験の結果	県標準仕様書1-1-46		○		〃
		ア）各種試験及び測定結果報告書	1	別表「各種試験及び測定結果報告書等」を参照			○		適宜 しゅん工時
		（4）出来形管理資料	1	設計変更を行った場合に提出 参考：出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一 覧表及び出来形管理図表）及び出来形図	県標準仕様書1-1-46		○		しゅん工時
		（5）工事写真	2	全て電子納品 工事記録写真撮影要領参照 ・品質管理について、公的機関等で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略 ・出来形管理写真について完成後測定可能なものについては、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに 1回撮影し、後は撮影を省略。 愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」に基づき整備	県標準仕様書1-1-46 特記仕様書		○		〃
		（6）マニフェスト管理台帳	1	マニフェスト原本を集計	県標準仕様書1-1-21		○		〃
		（ア）産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	マニフェスト原本、受注者保管	〃		○		しゅん工時 検査時
		（イ）再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	1	COBRISで作成したCREDAS（様式1、2）打出し 工事登録証明書提出	豊橋市建設副産物リサイクルガ イドライン実施要綱第18条		○		しゅん工時
		（7）交通誘導警備員報告書	1	交通誘導警備員伝票によりA、Bの人数を確認	警備業法第18条 県標準仕様書1-1-40		○		〃
		（ア）交通誘導警備員伝票	1				○		しゅん工時 検査時
		（8）納品伝票等、出荷証明書等	1	監督員の指示により、不要とすることができる。			○		しゅん工時
		（9）溶融スラグ施工管理台帳	1	コンクリート2次製品（様式1）、舗装（様式2） 溶融スラグ使用については監督員協議			○		〃
		（10）発生品調書	1		県標準仕様書1-1-20 建築標仕1.3.12		○		〃
		（11）社内検査報告書	1	受注者が実施した場合	発注者の指示		○		〃
		（12）保全に関する図書	1	各種取扱説明書（施設取扱説明書、設備取扱説明書） 保証書：3者（元請・下請・メーカー）捺印 発注者：市長宛 保証書の日付：しゅん工検査合格日	建築標仕1.7.3		○		〃

46	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	1		県標準仕様書1-1-49		○	//	
47	工事カルテ完成実績情報（コリンス）登録	1	請負金額500万円以上、登録は工事完了後営業日10日以内、受注者は「登録のための確認のお願い」を作成し、コリンスから専任監督員へ通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認	県標準仕様書1-1-7 建築標仕1.1.4	—	—		

別表 各種試験及び測定結果報告書等

1. 建築工事

NO	名 称	部 数	留 意 事 項	提出提示時期	確認
1	基礎杭打工事報告書	1	芯ずれ、高低の現場立会（監督員協議）	当該工種完了後	
2	コンクリート配合計画書	1	躯体スランプ・温度補正表共	当該工種着手前	
3	コンクリート圧縮試験成績書	1	基礎・各階・PH等、塩化物含有量成績書 随時報告(脱型、調合管理強度の管理試験用（28日）、圧縮強度推定用（28日及び28日を超え91日以内））	随時	
4	コンクリート圧縮試験一覧表	1		しゅん工事	
5	鋼材検査証明書（鉄筋・鉄骨）	1	ミルシートと荷札を照合すること	当該工種着手前	
6	鉄筋圧接試験成績書	1	コンクリート打設前に合否の確認をすること（超音波探傷試験又は引張試験）	試験完了後	
7	鉄骨各種検査報告書	1	製品検査、超音波探傷検査、建方検査	当検査完了後	
8	木材検査証明書	1	品質証明書(JAS)・目視確認報告書(JAS以外)・含水率検査試験(現場搬入時)結果表・産地指定の場合の証明 含水率試験結果表は搬入ごとに測定した工事写真にかえることができる	材料納入時	
9	化学物質の濃度測定報告書	1	工期内に提出（工期に余裕をもって行なうこと）	当該検査完了後	
10	アスベスト含有試験結果	1		当該調査完了後	
11	六価クロム溶出試験結果	1		当該調査完了後	
12	その他結果報告書等	1	各施工計画書(専門業種)に記載された製品検査等の結果、現場での試験結果（例：接着系あと施工アンカー引張試験結果）の報告	当該検査完了後	

2. 電気設備工事（包含工事の場合）

NO	名 称	部 数	留 意 事 項	提出提示時期	確認
1	絶縁抵抗値測定記録	1	標準仕様書(電気設備工事編)より5MΩ以上を良とする。		
2	接地抵抗値測定記録	1	・A種 ・B種 ・C種 ・D種		
3	コンセント極性・電圧値測定記録	1	100%全数の極性試験を実施。		
4	照度測定記録（非常照明を含む）	1	測定高は、教室、会議室、事務室等床面上75cm。廊下和室等は床面、非常照明はすべて床面とする。		
5	TV電界強度測定記録及び画質	1	写真一枚添付 電解強度測定値の最低箇所の写真を添付する。		
6	放送設備試験結果表	1	アッテネータの調節機能、音量、音質をチェック。		
7	インターホン設備試験結果表	1	呼出音、通話についてチェック。		
8	呼出設備試験結果表	1	動作・表示・音量についてチェック。		
9	機器動作試験結果表	1	（揚水、漏電、警報等）		
10	機器動作試験結果表	1	（防火シャッター、防火扉等）		
11	騒音測定記録	1	自家発電機等。		
12	設備試験結果表	1	電力貯蔵設備、発電設備、通信情報設備等。		
13	LAN試験成績表	1	減衰量(dB)、ケーブルの長さ等チェック。		
14	耐電圧試験記録	1	高圧機器(変圧器,コンデンサなど)、高圧ケーブル		

3. 機械設備（又は管）工事（包含工事の場合）

NO	名 称	部 数	留 意 事 項	提出提示時期	確認
1	総合試運転結果報告書	1	・空調システム ・換気システム ・防災システム ・し尿浄化槽 ・ ・ ・ （各種機器故障・運転表示ほか） 事前に要領書提出		
2	機器試運転結果報告書	1	・冷温水発生器 ・ボイラー ・空調機器 ・冷却塔 ・送排風機 ・ポンプ ・フロア ・		
3	機器動作試験	1	・ガス湯沸かし器 ・フラッシュ弁 ・洗浄タンク ・定水位調整弁 ・ボールタップ ・ガス漏れ警報器 ・防火防煙ダンパー ・便座 ・厨房機器 ・		
4	水圧試験	1	・貯湯タンク ・膨張タンク ・給水管 ・揚水管 ・給湯管 ・消火管 ・蒸気管 ・冷温水管 ・冷却水管 ・排水管（ポンプアップ） ・		
5	気密試験	1	・ガス管 ・不活性ガス管 ・冷媒管 ・二酸化炭素消火管 ・ ・ ・		
6	空気圧試験	1	・油配管 ・ ・ ・		
7	通水試験	1	・排水管（器具取付後） ・空調ドレン管 ・ ・ ・		
8	満水試験	1	・高架水槽 ・受水槽 ・膨張タンク ・還水タンク ・浄化槽 ・充水タンク ・排水管（屋内） ・排水管（屋外） ・		
9	水質試験	1	・給水管端末 ・受水槽 ・高架水槽 ・ ・ ・		
10	騒音試験	1	・空調（冷暖房）室外機 ・ ・ ・		
11	機器設置試験	1	・接着系あと施工アンカー引張試験 ・ ・ ・ ・		
12	機器絶縁抵抗試験	1	・ ・ ・ ・ ・ ・		
13	電極棒位置検査報告書	1	・受水槽 ・高架水槽 ・ ・ ・		

※該当する機器を○で囲む。無い場合は項目を追記する。

設備工事書類一覧表 (専門業種工事)			受注者	現場代理人						
			契約日				年 月 日			
			工期	年 月 日 ~ 年 月 日						
年度 工事名			工事場所							
	NO	書類名	部数	留意事項		根拠	提出	提示	提出提示時期	確認
契約時	1	工事の始終期通知書	1	余裕期間制度適用時のみ必要		余裕期間制度試行要領	○		契約締結前	
	2	着手届	1				○		着手日	
	3	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 通知書 専門技術者	1	監理技術者の配置は下請負契約金額の総計が5,000万円以上 [添付図書] 経歴書、雇用関係の確認書類（「健康保険被保険者証」等の写し）		契約約款第10条 県標準仕様書1-1-51	○		契約後7日以内 (余裕期間制度は 着手の前日まで)	
	4	現場代理人兼任届	1	工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして認められた工事3件まで（請負金額4,500万円未満） [添付図書] 施工連絡体制表		現場代理人の常駐義務の 緩和について	○		兼任する場合	
	5	主任技術者兼任届	1	専任を要する主任技術者の場合2件まで（請負金額4,500万円以上）、監理技術者には適用できない [添付図書] 各工事の施工場所を記入した地図（縮尺1/25,000以上、工事現場間の距離を記したもの）		建設工事の技術者の専任 に係る取り扱いについて	○		兼任する場合	
	6	監理技術者兼務届	1	特例監理技術者が兼務する工事の数は2件まで [添付書類] 契約書の写し又はCORINSの写し		建設業法第26条第3項 ただし書	○		兼務する場合	
	7	請求書（前払金請求時）	1	前払いを請求する場合のみ必要、様式は自社様式（金融機関等の保証証書（約款含む）を寄託）		契約約款第35条	○		随時 (余裕期間制度は 始期より前は不可)	
	8	建設リサイクル法関係	1	500万円以上、契約締結前審査（説明書・分別解体等の計画書・特記事項・工程表）、発注者は着工前に 届出書を建築指導課に提出、現場表示確認		建設リサイクル法 第10条1項	○		審査：契約前 提出：現場着手前	
	9	請負金額内訳書	1	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 法定福利費が著しく低い場合（50%以下を目安）は、事業者に対し記載内容の確認を行う		契約約款第3条 特記仕様書	○		契約後 14日以内	
施工前	10	施工計画書	2	請負金額4,500万円未満は省略できる項目あり（△設計図書に記載のある場合を除き、監督員と協議により 省略可）1部返却		県標準仕様書1-1-6土木 工事施工計画書取扱要領 設標準仕様書1.2.2	○		現場着手前 (提示書類は現場 着手前及び検査時)	
	(1) 実施工程表		各工種作業の始めと終わりが判るように作成 予定：黒線 変更予定：緑線 実績：赤線で記入			○				
	(2) 現場組織表		現場施工に必要な責任者を定め作成（夜間・休日の連絡先も記載）			△				
	(3) 安全管理（安全管理組織表）		安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置及び安全 訓練等の実施について記載			○				
	(4) 指定機械及び主要機械（船舶）		低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械ならびに主要機械（船舶）の機種、性能、台数等についての一 覧表作成			△				
	(5) 主要資材		名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表作成			△				
	(6) 施工方法		主要工種について、安全を考慮して施工順序等を記述			○				
	ア) 主要機械の作業計画等					○				
	イ) 仮設備計画等（計算書及び図面）					○				
	ウ) 工事用地等（工事用の借地等）					△				
	エ) 監督員による段階確認等		段階確認・施工状況把握報告書に予定記述			○				
	(7) 施工管理計画		施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載			△				
	ア) 工程管理（履行報告）		工程管理の方法を記述、また、実施工程表どおりに進捗しない場合の改善措置について記載			△				
	イ) 出来形管理		施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述			△				
	ウ) 品質管理		施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述			△				
	エ) 写真管理		写真管理基準に基づき撮影計画を作成			△				
	(8) 緊急時の体制及び対応		緊急時の体制と対策について記述、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示			○				
	(9) 交通管理		保安設備配置計画、通学路対策、資材の搬入・搬出経路、過積載防止対策、交通誘導警備員の配置等の記 載（保安設備、交通誘導員を配置する場合は提出）			△				
	(10) 環境対策		環境保全対策及び騒音・振動公害対策について記述			△				
	(11) 現場作業環境の整備		現場環境改善等について記述			△				
	(12) 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法		豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処理 方法に関する事項を記載		豊橋市建設副産物リサイクルガ イドライン実施要綱第18条	○				
	再生資源利用計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成		//	○				
	再生資源利用促進計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成		//	○				
	残土受入承諾書（写）		建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間地に限る）の写し		//	○				
	産業廃棄物処分・収集運搬業許可書（写）				//	○				
	建設廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（写）				//	○				
	建設廃材運搬ルート図				//	○				
確認事項（収集運搬業者・処分業者）				//		○				
(13) 法定休日・所定休日 （週休二日の導入）		休日取得計画書（様式1）に工事打合簿を添付して提出 公衆の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示		豊橋市週休2日工事实施 要領	○					
11	特定建設作業実施届出書（写）		市の環境保全課に届け出（特定建設作業の開始7日前まで） 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		騒音規制法第14条 振動規制法第14条 県民の生活環境の保全等 に関する条例第46条		○			
12	道路使用許可(写)		原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		道路交通法第77条第1項		○			
13	その他官公庁への手続き書類(写)		原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		県標準仕様書1-1-43 設標準仕様書1.1.3		○			
14	工事保険、賠償責任保険証書等（写）		工事目的物、工事材料等を対象としたもの（設計図書に基づく） （契約上の工期しゅん工日+21日（検査14日、手直し7日））		契約約款第53条 特記仕様書	○				
15	工事カルテ受注実績情報 （コリンズ）登録		請負金額500万円以上、登録は契約後（余裕期間制度は始期から）営業日10日以内、受注者は「登録のため の確認のお願い」を作成し、コリンズから専任監督員へメール送信し通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認		県標準仕様書1-1-7 設標準仕様書1.1.4	-	-			
16	交通誘導警備員資格関係書類		有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導員の実務経験3年以上の経歴書提示		県標準仕様書1-1-40		○			
17	創意工夫		自ら立案実施した創意工夫や地域社会貢献として評価できる事項等を事前に施工計画書に記述すると共 に、実施状況が確認できるものを所定の様式で完了時まで提出		県標準仕様書1-1-6		○			
18	使用材料関係資料		2	機器、材料の承認 施工図（施工前随時） 1部返却		設標準仕様書1.2.3 設標準仕様書1.4.2	○		現場着手前	

別紙参考資料3

	19	アスベスト使用建材事前調査	1	発注者へアスベスト有無の調査結果を書面で説明・提出、現場へ掲示	大気汚染防止法第18条の17 県標準仕様書1-1-37	○		現場着手前	
	20	設計図書の照査等	1	現場との相違がある場合、受注者は「工事打合簿」を提出、発注者は2週間以内に「工事打合簿」により通知	契約約款第18条 県標準仕様書1-1-3 設標準仕様書1.1.8	○		現場着手前及び 施工中適宜	
施 工 中 随 時	21	施工体制台帳・施工体系図（写）	1	下請契約を締結する工事 [添付書類]受注工事の契約書の写し、受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、受注者の主任技術者又は監理技術者等の雇用を証する書面、受注者の専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面、注文書の写し、請書の写し、下請負金額の内訳、工事請負契約約款または基本契約書等 添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じること。	常時現場備え置き 写しを監督員に提出 建設業法第24条の8 県標準仕様書1-1-12 設標準仕様書1.1.5	○	○	下請負契約に伴い随時	
	22	変更施工計画書	2	新規工種の追加、安全管理方法の変更があった場合に作成 変更箇所を朱書きし、変更部分が分かるようにその項目を提出	県標準仕様書1-1-6土木 工事施工計画書取扱要領 設標準仕様書1.2.2	○		変更部着手前	
	23	工事履行報告	1	実施工程表により報告（写真添付不要）	県標準仕様書1-1-30		○	翌月5日まで	
	24	休日取得計画書	1	週休2日工事適用時のみ必要 休日の取得状況を提出	週休2日工事実施要領	○		//	
	25	安全・訓練等の実施報告書	1	受注者は工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管	県標準仕様書1-1-33		○	施工時適宜、 検査時	
	26	災害防止協議会の活動記録	1	建設工事に該当する下請負が1社以上あれば協議会設置	労働安全衛生法第30条		○	//	
	27	店社パトロール実施記録	1	一定の現場労働者数以上（すい道及び橋梁工事は常時20人、それ以外は常時50人）の現場で規定あり	労働安全衛生法第15条の3		○	//	
	28	安全巡視、TBM、KY等実施記録	1		県標準仕様書1-1-33		○	//	
	29	新規入場者教育実施記録	1		労働安全衛生規則第35条		○	//	
	30	建設業退職金共済制度収納書	1	掛金納付書（契約者が発注者へ）又は購入しない場合は理由書 「建退共適用事業主現場」標識掲示	中小企業退職金共済法 県標準仕様書1-1-49	○			
	31	工事カルテ変更情報（コリンズ）登録		工期、主任技術者・現場代理人の変更時及び工事請負金額が4,500万円未満から4,500万円以上、4,500万円以上から4,500万円未満及び500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合は変更時登録を行う。（登録機関より専任監督員にメール送付され確認できるため、提出・提示なし）	県標準仕様書1-1-7	—	—	変更時	
	32	工事打合簿（提出、承諾、協議等）	2	1部返却			○	施工時適宜、 検査時	
	33	出来形調書（部分しゅん工又は出来形払い）	1		契約約款第38条、第39条	○		適宜	
しゅん 工 時	34	休日または夜間の作業連絡	1	受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、理由を付した書面を事前提出又は、施工計画書に記載する。（現道上の工事のみ、その他は連絡で可）	県標準仕様書1-1-44	○		施工前	
	35	事故報告書	1	事故発生した場合、直ちに監督員に連絡し、事故発生報告書を提出	県標準仕様書1-1-36	○		事故発生時	
	36	しゅん工屈	1		契約規則第19条	○		しゅん工時	
	37	請求書	1	検査合格後請求	契約約款第33条	○		//	
	38	仮設水道及び電気使用量報告書	1			○		//	
	39	しゅん工図書			県標準仕様書1-1-46 設標準仕様書1.7.1			//	
		（1）完成図、施工図	1		設標準仕様書1.7.2	○		//	
		（2）工事記録	1		設標準仕様書1.2.4	○		//	
		（2）品質管理資料	1	測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表、試運転報告書、工場検査・現場試験報告書（性能確認、接地抵抗、絶縁抵抗、単体調整、組合せ試験、気密試験等）	県標準仕様書1-1-46	○		//	
		（3）出来形管理資料	1	出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図	//	○		//	
		（4）工事写真	2	全て電子納品 工事記録写真撮影要領参照 ・品質管理について、公的機関等で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略 ・出来形管理写真について完成後測定可能なものについては、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略。	//	○		//	
		（5）マニフェスト管理台帳	1	マニフェスト原本を集計	県標準仕様書1-1-21	○		//	
		（ア）産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	マニフェスト原本、受注者保管	//		○	しゅん工時 検査時	
		（イ）再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	1	COBRISで作成したCREDAS（様式1、2）打出し 工事登録証明書提出	豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱第18条	○		//	
		（6）交通誘導警備員報告書	1	交通誘導警備員伝票によりA、Bの人数を確認	警備業法第18条 県標準仕様書1-1-40	○		//	
		（ア）交通誘導警備員伝票	1				○	//	
		（7）納品伝票、出荷証明書等	1	出荷証明書は監督員が指示するものを除き不要 施工計画書等に材料規格等を記載の場合は、搬入時の写真で規格証明書に替える事ができる	設標準仕様書1.4.2		○	//	
		（8）熔融スラグ施工管理台帳	1	コンクリート2次製品（様式1）、舗装（様式2） 熔融スラグ使用については監督員協議			○	しゅん工時	
		（9）発生品調書	1		県標準仕様書1-1-20 設標準仕様書1.3.9	○		//	
		（10）社内検査報告書	1				○	//	
		（11）各種取扱説明書、保証書	1		設標準仕様書1.7.3	○		//	
	40	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	1		県標準仕様書1-1-49		○	//	
	41	工事カルテ完成実績情報（コリンズ）登録		請負金額500万円以上、登録は工事完了後営業日10日以内、受注者は「登録のための確認のお願い」を作成し、コリンズから専任監督員へ通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。	県標準仕様書1-1-7 設標準仕様書1.1.4	—	—		

「建築系工事における猛暑による作業不能日数の取扱い」について

1. 適用日

- ・この取扱いは、すべての建築系工事対して、令和7年5月19日から適用します。
※同日以降に公告がされた建築系工事の対象となります。

2. 実施方法

- ・設計図面の特記仕様書に、以下の内容を記載します。

猛暑による作業不能日数について

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- i) 作業不能日数：●日間
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する中部地方_愛知県_豊橋地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものを目安としている。
- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する中部地方_愛知県_豊橋地点等における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 留意点等

- ・工期中に WBGT 値が31以上となった時間及び現場作業を中止した時間の実績等は、工事記録に記載してください。ただし、日常的に記録をして監督員に提出をする必要はありません。
 - ・当初、設計図書に明示した日数と、工期中に発生した猛暑による作業不能日数が著しく乖離した場合、発注者との協議により工期の延長変更をすることができます。「著しく乖離した場合」とは具体的に猛暑による作業不能日数が設計図書で明示した日数を超え、それに起因し、工期を延長しなければ、休日作業等が発生又は工期内の完了が見込めなくなった場合とします。
- なお、協議に必要な資料は、工期中の WBGT 値31以上となった時間（日数換算結果を含む）及び当該時間に休工したことが分かるものとなります。